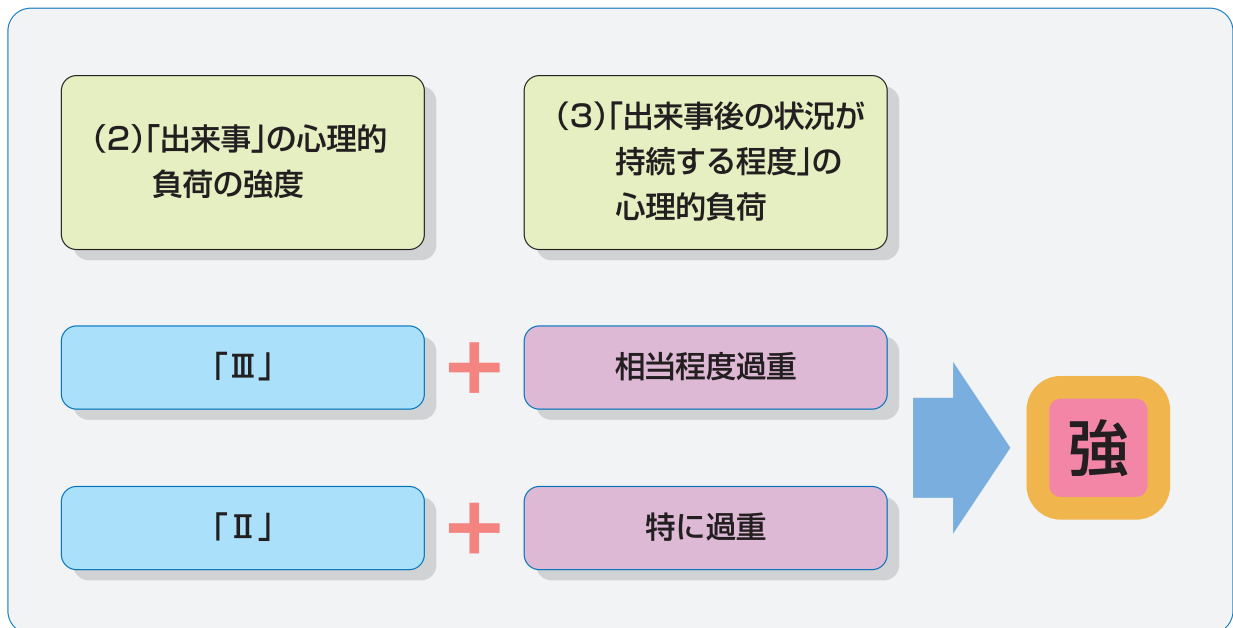


1と2で検討した「出来事」及び「出来事後の状況が持続する程度」の心理的負荷が、総合的に評価して「弱」「中」「強」のいずれと認められるかを判断します。

この場合、総合評価が「強」と認められれば**精神障害を発病させるおそれのある程度**の心理的負荷であるとして、「強」と認められる程度の心理的負荷とは次の場合です。

- ① 表1の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価される「出来事」に直面し、かつ、その「出来事後の状況が持続する程度」に係る心理的負荷が**相当程度過重**であると評価される場合
- ② 表1の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅱ」と評価される「出来事」に直面し、かつ、その「出来事後の状況が持続する程度」に係る心理的負荷が**特に過重**と評価される場合



「相当程度過重」とは、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、業務量も過大である等が認められる状態をいいます。

「特に過重」とは、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状況が認められる状態をいいます。

特別な出来事の評価

業務による心理的負荷の強度は、基本的には上記3により総合評価されますが、次の①、②、③のいずれかの事実が認められる場合には、上記3にかかわらず総合評価を「強」とすることができます。

- ① 生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの
- ② 業務上の傷病によりおおむね6か月を超える期間にわたって療養中の者に発病した精神障害については、病状が急変し極度の苦痛を伴った場合など上記①に準ずる程度のもものと認められるもの
- ③ 極度の長時間労働、例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働により、心身の極度の疲弊、消耗を来し、それ自体がうつ病等の発病原因となるおそれのあるもの